

第 53 期 高知地方最低賃金審議会

第 6 回 高知県最低賃金専門部会

日 時 令和 3 年 8 月 6 日

場 所 高知労働局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

高知県最低賃金の改定審議

3 閉 会

第 53 期 高知地方最低賃金審議会
第 6 回 高知県最低賃金専門部会

1 開催日時 令和 3 年 8 月 6 日 13 時 31 分 ~ 16 時 55 分

2 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

3 議題・議事要旨

(1) 改定審議

労働者側の主張の要旨

「労働者側として公益委員見解を尊重したいと考えているし、何よりも重要なことは全会一致での結審に他ならない。」「遅くとも 10 月 2 日の発効を目指すべきでありそれ以降に発効日を遅らせるべきではない。」との主張がなされた。

使用者側の主張の要旨

「改定額については全国の状況も考慮すれば目安額と同額の 28 円が相当と考えるが、使用者側は賛成しかねる。」「使用者側として公益委員見解は尊重したいと考えているので、退席はしないが使用者側としては 3 名全員反対の意見を表明する。」旨の主張がなされた。

公益委員案の要旨

各種経済関連指標や雇用情勢等の最低賃金を取り巻く状況は、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大により引き続き厳しいものがあり、中小零細企業や小規模事業者の経営実態等に配慮すると共に、労働者への雇用の場の確保も必要である。加えて、賃金の低廉な労働者について、生活の安定に資する賃金の最低額を保障するため、引き続き、労働条件の改善の必要性があることも認められる。また、高知県と他県との間における最低賃金の地域間格差も依然として存在しており、引き続き解消を図っていく必要がある。以上を踏まえ、高知県における労働者の生計費、賃金水準及び通常の事業の賃金支払能力等を総合的に勘案した結果、本年度の高知県最低賃金の改正決定については、「28 円」の引き上げが相当であるとの公益委員見解を提示することとした。なお、中小零細企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については公労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等のため、より実効性が高くより利用しやすい施策構築に強力に取り組むことを政府に対し強く要望する。また、来年度以降の審議にあたっては早期にワーキングプアを解消する水準に最低賃金が到達することを目指していくものとする。

(2) 採決

令和 3 年度の高知県最低賃金を現行の時間額 792 円から時間額 820 円に改定することが採決されたが、公益委員 2 名賛成、労働者側委員 3 名賛成、使用者側委員 3 名反対となり、賛成多数ではあるものの全会一致には至らず、次回本審に諮ることが決定した。

(3) その他

本日(8月6日)、午後 17 時から第 4 回本審を開催し、専門部会での審議結果の報告を行うことが承認された。